

日 薬 業 発 第 437 号
令和 3 年 1 月 18 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山本 信夫
(会 長 印 省 略)

令和 3 年度介護報酬改定について（算定告示案等）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、介護給付費分科会が開催され、令和 3 年度介護報酬改定の算定告示について、別添のとおり了承されましたので取り急ぎお知らせいたします。

今回の介護報酬改定は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、2025 年に向けて 2040 年を見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能の確保」を図ることを基本的な考え方として、改定率+0.70（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和 3 年 9 月末までの間））とされました。

薬剤師に関する単位数の変更点は以下のとおりです。また、居宅療養管理指導の基準省令も改正されます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「令和 3 年度介護報酬改定」は、介護給付費分科会からの報告を受けた社会保障審議会が、同日中に厚生労働大臣に対して答申予定であることを申し添えます。

居宅療養管理指導費（介護予防 居宅療養管理指導費も同じ）	単一建物 居住者人数	単位数
病院又は診療所の薬剤師	1 人	560→ <u>565 単位</u>
	2～9 人	415→ <u>416 単位</u>
	10 人以上	379 単位（変更なし）
薬局の薬剤師	1 人	509→ <u>517 単位</u>
	2～9 人	377→ <u>378 単位</u>
	10 人以上	345→ <u>341 単位</u>
情報通信機器を用いた服薬指導（居宅管理指導と同日に行った場合を除く）を行った場合（1 月に 1 回に限り）		<u>45 単位</u> （新規）

注 1） 令和 3 年 4 月 1 日施行予定

注 2） 令和 3 年 9 月 30 日までは、基本報酬に 0.1%上乗せ（四捨五入）

（病院又は診療所の薬剤師 単一建物居住者 1 人：565×100.1%⇒566 単位（+1 単位）、

薬局の薬剤師 単一建物 1 人 517×100.1%⇒518 単位（+1 単位）、その他変更なし）

<別添>

1. 諮問書（令和３年度介護報酬改定について）
2. 令和３年度介護報酬改定 介護報酬見直し案<抄>
3. 令和３年度介護報酬改定に主な事項について<抄>
4. 令和３年度介護報酬改定における改定事項について<抄>
5. 諮問書（指定サービス等に事業の人員、施設及び運営に関する基準等の改正について）
6. 指定サービス等に事業の人員、施設及び運営に関する基準等の一部を改正する省令<抄>



厚生労働省発老 0118 第1号
令和 3 年 1 月 18 日

社会保障審議会
会 長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
田村 憲久

諮 問 書
(令和 3 年度介護報酬改定について)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 5 項、第 42 条の 2 第 3 項、第 46 条第 3 項、第 48 条第 3 項（介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 53 条第 3 項、第 54 条の 2 第 3 項及び第 58 条第 3 項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 3 項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

令和3年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

- 別紙1-1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-8：附則

【参考資料】

- 参考 2－1：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
- 参考 2－2：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 参考 2－3：厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数
- 参考 2－4：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
- 参考 2－5：厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2－6：厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2－7：介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－8：介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2－9：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- 参考 2－10：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数
- 参考 2－11：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
- 参考 2－12：厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2－13：厚生労働大臣が定める一単位の単価
- 参考 2－14：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
- 参考 2－15：厚生労働大臣が定める基準
- 参考 2－16：厚生労働大臣が定める施設基準

別紙 1－1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間0 分未満の場合 <u>167 単位</u> (2) 所要時間0 分以上30 分未満の場合 <u>250 単位</u> (3) 所要時間30 分以上1 時間未満の場合 <u>396 単位</u> (4) 所要時間1 時間以上の場合 <u>579 単位</u>に所要時間1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>84単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間0 分以上45 分未満の場合 <u>183 単位</u> (2) 所要時間45 分以上の場合 <u>225 単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>99単位</u> 注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。<u>注9</u>において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間0 分未満の場合 <u>166 単位</u> (2) 所要時間0 分以上30 分未満の場合 <u>249 単位</u> (3) 所要時間30 分以上1 時間未満の場合 <u>395 単位</u> (4) 所要時間1 時間以上の場合 <u>577 単位</u>に所要時間1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間0 分以上45 分未満の場合 <u>182 単位</u> (2) 所要時間45 分以上の場合 <u>224 単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>98単位</u> 注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。<u>注10</u>において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) | 6 単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) | 3 単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 514 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 486 単位 |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | 445 単位 |

(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 298 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 286 単位 |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | 259 単位 |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サー

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- (新設)
(新設)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 509 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 485 単位 |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | 444 単位 |

(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 295 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 285 単位 |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | 261 単位 |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 565 単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
416単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 379 単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517 単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
378単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 341 単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560 単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
415単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 379 単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509 単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
377単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 345 単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

（新設）

交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

※ 「別に厚生労働大臣が定めるもの」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第十号の二

- 3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 6 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

- 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。<u>ただし、注2を算定している場合は、算定しない。</u>	100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
ニ 管理栄養士が行う場合 (1) <u>居宅療養管理指導費Ⅰ</u> (一) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 544 単位 (二) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 486単位 (三) <u>(一)及び(二)以外の場合</u> 443 単位 (2) <u>居宅療養管理指導費Ⅱ</u> (一) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 524 単位 (二) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 466単位 (三) <u>(一)及び(二)以外の場合</u> 423 単位 (削る) 注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、<u>(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの介護福祉サービスのへ、介護保健施設サービスのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又</u>	ニ 管理栄養士が行う場合 (1) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 539 単位 (新設) (新設) (新設) (2) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 485単位 (新設) (新設) (新設) (3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 444 単位 注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

別紙 1－5

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定
に関する基準

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>852単位</u> 注 1・2 （略） 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の<u>100分の90</u>に相当する単位数を算定する。 4～8 （略） ロ 初回加算 <u>200単位</u> 注 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u> ハ 認知症専門ケア加算 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ</u> <u>3単位</u> <u>(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ</u> <u>4単位</u>	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注 1・2 （略） 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の<u>100分の70</u>に相当する単位数を算定する。 4～8 （略） （新設） （新設）

<u>予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。</u>	
ロ (略)	
ハ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、 <u>当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ)	<u>6単位</u>
(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ)	<u>3単位</u>
4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>514単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>486単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>445単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>298単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>286単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>259単位</u>
注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専	

<u>6単位</u>	
ロ (略)	
ハ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。	
(新設)	
(新設)	
4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>
注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定	

数を算定する。 2～4 (略)	2～4 (略)
ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 565 単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416 単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 379 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517 単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378 単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 341 単位 注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定	ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560 単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415 単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 379 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509 単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377 単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 345 単位 注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

する。

- 2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

※ 「別に厚生労働大臣が定めるもの」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十九号の二

- 3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数

（新設）

- 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数

の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ただし、注2を算定している場合は、算定しない。 6 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。	の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 5 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
ニ 管理栄養士が行う場合 (1) <u>介護予防居宅療養管理指導費I)</u> (一) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 544 単位 (二) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 486単位 (三) <u>(一)及び(二)以外の場合</u> 443 単位 (2) <u>介護予防居宅療養管理指導費II)</u> (一) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 524 単位 (二) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 466単位 (三) <u>(一)及び(二)以外の場合</u> 423 単位 注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号	ニ 管理栄養士が行う場合 (1) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> 539 単位 (2) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> 485単位 (3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 444 単位 (新設) 注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

参考 2－15

厚生労働大臣が定める基準

○ 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一・二（略） 三 訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ（略） ホ 特定事業所加算（Ⅴ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1） イの（1）から（4）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （2） 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 四 訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）（略） （2）（略） （8）（2）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用を全ての職員に周知していること。 ロ（略） ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1） イ（1）から（6）まで及び（8）に掲げる基準に適合すること。 （2）（略） （削る）	一・二（略） 三 訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ（略） （新設） 四 訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）（略） （8） 平成二十七年四月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 ロ（略） ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1） イ（1）から（6）までに掲げる基準に適合すること。 （2）（略） （3） 平成二十年十月からイ（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

九十 (略)	九十 (略)
九十の二 介護保健施設サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準 第六十五号の三の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二条第七号」とあるのは「介護老人保健施設基準第二条第三項」と、「通所介護費等算定方法第十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十三号」と読み替えるものとする。	(新設)
九十一 (略)	九十一 (略)
九十一の二 介護保健施設サービスにおけるかかりつけ医連携薬剤調整加算の基準	(新設)
イ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。	
(2) 入所後一月以内に、状況に応じて当該入所者の処方内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意していること。	
(3) 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容及び入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後一月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。	
ロ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定していること。 (2) 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
ハ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれ	

にも適合すること。	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱを算定していること。	(2) 当該入所者に六種類以上の内服薬が処方されており、入所中に当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ一種類以上減少させること。	(3) 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ一種類以上減少していること。	九十二 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費の基準 イ 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費(Ⅰ)の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。)を診療録に記載していること。	(2) (略)	ロ (略) 九十二の二 介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける科学的介護推進体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。	(2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	ロ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
				九十二 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費の基準 イ 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費(Ⅰ)の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。	(2) (略)	(新設) ロ (略)				

<抄>

社保審一介護給付費分科会

第199回 (R3.1.18)

資料 1

令和3年度介護報酬改定の主な事項について

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

の推進 ・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

・基本報酬の見直し

1. 感染症や災害への対応力強化

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○ 感染症対策の強化

介護サービス事業者には、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点**から、以下の取組を義務づける。

- ・ **施設系サービス**について、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**訓練（シミュレーション）の実施**
- ・ **その他のサービス**について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、**訓練（シミュレーション）の実施等**

（※ 3 年の経過措置期間を設ける）

○ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**を義務づける。

（※ 3 年の経過措置期間を設ける）

○ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。**

○ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、**足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とするとともに、臨時的な利用者数の減少に対応するための評価を設定する。**

2. (3) 医療と介護の連携の推進 (その1)

基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進

- 医師等による居宅療養管理指導において、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報をケアマネジャー等に提供するように努めることとする。

居宅療養管理指導

- 医師・歯科医師が居宅療養管理指導を行う際には、必要に応じて、**居宅要介護者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、介護支援専門員等に提供するように努めることを明示する。【通知改正】**
- 薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が居宅療養管理指導を行う際には、必要に応じて、これらの支援につながる情報を把握し、また、関連する情報を医師・歯科医師に提供するように努めることを明示する。【通知改正】
- 多職種間での情報共有促進の観点から、**薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について、明確化する。【省令改正】**

R3.1.13 諮問・答申済

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) (抄)
(基本方針)

第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実

- 短期療養について、基本報酬の評価を見直すとともに、医療ニーズのある利用者の受入促進の観点から、総合的な医学的管理を評価する。【告示改正】

短期入所療養介護 (介護老人保健施設が提供する場合に限る)

総合医学管理加算 275単位/日 (新設) ※1回の短期入所につき7日に限る

〔算定要件〕

- ・ 治療管理を目的とした利用者に対して、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

(※) 基本報酬の評価を併せて見直し

2. (3) 医療と介護の連携の推進 (その2)

老健施設の医療ニーズへの対応強化

- 老健施設において、適切な医療を提供する観点から、所定疾患施設療養費について、検査の実施の明確化や算定日数の延長、対象疾患の追加を行う。かかりつけ医連携薬剤調整加算について、かかりつけ医との連携を推進し、継続的な薬物治療を提供する観点から見直しを行う。【告示改正】

介護老人保健施設

【所定疾患施設療養費の見直し】

- 算定要件において、**検査の実施**を明確化する。(※)当該検査については、協力医療機関等と連携して行った検査を含むこととする。
- 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の算定日数を「連続する10日まで」に延長する。

(現行) 1月に1回、連続する7日を限度として算定 → (改定後) 1月に1回、連続する10日を限度として算定

- 対象疾患について、肺炎、尿路感染症、带状疱疹に加えて、「蜂窩織炎」を追加する。
- ※ 業務負担軽減の観点から、算定にあたり、診療内容等の給付費明細書の摘要欄への記載は求めないこととする。

介護老人保健施設

【かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し】

- 入所時及び退所時におけるかかりつけ医との連携を前提としつつ、当該連携に係る取組と、かかりつけ医と共同して減薬に至った場合を区分して評価する。また、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを新たに評価する。

(※) 連携に係る取組については、入所に際し、薬剤の中止又は変更の可能性についてかかりつけ医に説明し理解を得るとともに、入所中に服薬している薬剤に変更があった場合には、退所時に、変更の経緯・理由や変更後の状態に関する情報をかかりつけ医に共有することを求める。

(※) 入所中に薬剤の変更が検討される場合に、より適切な薬物治療が提供されるよう、当該介護老人保健施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講していることを求める。

<現行>

かかりつけ医連携薬剤調整加算 125単位 →

(※) 退所時に1回に限り算定可能

<改定後>

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) 100単位 (新設)

(入所時・退所時におけるかかりつけ医との連携への評価)

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240単位 (新設)

(Ⅰに加えて、CHASEを活用したPDCAサイクルの推進への上乗せの評価)

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100単位 (新設)

(Ⅱに加えて、減薬に至った場合の上乗せの評価)

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

(1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の**職場環境等要件**について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。
- **特定処遇改善加算**について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「**2倍以上とすること**」について、「**より高くすること**」と見直す。
- **サービス提供体制強化加算**において、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、**より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分を設ける**。訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護の特定事業所加算、サービス提供体制強化加算において、勤続年数が一定以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。
- **仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備**を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合の「常勤」として取扱いを可能とする。
- **ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める**。

(2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- **テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進**していく観点から、実証研究の結果等も踏まえ、以下の見直しを行う。
 - ・特養等における見守り機器を導入した場合の**夜勤職員配置加算**について、見守り機器の導入割合の緩和（15%→10%）を行う。見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、**基準を緩和（0.9人→0.6人）した新たな区分を設ける**。
 - ・見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、**特養（従来型）の夜間の人員配置基準を緩和する**。
 - ・職員体制等を要件とする加算（日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算等）において、**テクノロジー活用を考慮した要件を導入する**。
- 運営基準や加算の要件等における**各種会議等の実施**について、感染防止や多職種連携促進の観点から、**テレビ電話等を活用しての実施を認める**。
- **薬剤師による居宅療養管理指導**について、診療報酬の例も踏まえて、**情報通信機器を用いた服薬指導を新たに評価する**。
- **夜間対応型訪問介護**について、定期巡回と同様に、オペレーターの併設施設等の職員や随時訪問の訪問介護員等との**兼務**、複数の事業所間での**通報の受付の集約化**、他の訪問介護事業所等への**事業の一部委託**を可能とする。
- **認知症GHの夜勤職員体制**（現行1ユニット1人以上）について、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、**3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置を洗濯することを可能とする**。
- **特養等の人員配置基準**について、人材確保や職員定着の観点から、入所者の処遇や職員の負担に配慮しつつ、従来型とユニット型併設の場合の介護・看護職員の兼務、小多機と併設する場合の管理者・介護職員の**兼務等の見直し**を行う。
- **認知症GHの「第三者による外部評価」**について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかから受けることとする。

(3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- 利用者等への説明・同意について、**電磁的な対応**を原則認める。**署名・押印を求めないことが可能**であることや代替手段を明示する。
- 諸記録の保存・交付等について、**電磁的な対応**を原則認める。
- 運営規程等の重要事項の**掲示**について、事業所の掲示だけでなく、**閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする**。

4.(2)テクノロジーの活用や人員・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進(その3)

会議や他職種連携におけるICTの活用

一部R3.1.13諮問・答申済

- 運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。【省令改正、告示改正】

全サービス

- 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- (※) 利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。

薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、情報通信機器を用いた服薬指導を新たに評価する。【告示改正】

居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）

情報通信機器を用いた場合 45単位／回（新設） ※月1回まで算定可能

〔算定要件〕

- ・ 対象利用者：在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者
居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者
- ・ 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・ 訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと

5. (1) 評価の適正化・重点化 (その3)

長期間利用の介護予防リハの評価の見直し

- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、長期利用の場合の評価の見直しを行う。【告示改正】

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

【介護予防訪問リハビリテーション】

利用開始日の属する月から12月超 5単位/回減算 (新設)

【介護予防通所リハビリテーション】

利用開始日の属する月から12月超 要支援1の場合 20単位/月減算 (新設)
要支援2の場合 40単位/月減算 (新設)

居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し

- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動・滞在時間等の効率性を勘案し、単一建物居住者の人数に応じた評価の見直しを行う。【告示改正】

居宅療養管理指導

(例) 薬局の薬剤師が行う場合

	< 現行 >		< 改定後 >
単一建物居住者が1人	509単位/回	→	517単位/回
単一建物居住者が2～9人	377単位/回	→	378単位/回
単一建物居住者が10人以上	345単位/回	→	341単位/回

介護療養型医療施設の基本報酬の見直し

- 介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、基本報酬の見直しを行う。【告示改正】

介護療養型医療施設

(例) 基本報酬 (療養型介護療養施設サービス費) (多床室、看護6:1・介護4:1、療養機能強化型Aの場合)

	< 現行 >		< 改定後 >
要介護4	1,225 単位/日	→	1,117 単位/日
要介護5	1,315 単位/日	→	1,198 単位/日

基本報酬の見直し

基本報酬の見直し

- 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%（令和3年9月末まで））。これを踏まえて、
 - ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる
※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
 - ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする【告示改正】

令和3年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和2年12月17日）（抄）

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。
同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。
- ・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 補足給付 0.06% 〕
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

<抄>

社保審－介護給付費分科会

第199回（R3.1.18）

参考資料 1

令和3年度介護報酬改定における 改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

2.(3)① 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と 多職種連携の推進

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、基本方針を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、より適切なサービスを提供していく観点から、近年、「かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつなげる取組」を進める動きがあることも踏まえ、また多職種間での情報共有促進の観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】

R3.1.13諮問・答申済

基準・算定要件等

- 以下の内容を通知に記載する。
 - <医師・歯科医師>
 - ・居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、利用者の多様なニーズについて地域における多様な社会資源につながるよう留意し、必要に応じて指導、助言等を行う。
 - <薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士>
 - ・居宅療養管理指導の提供に当たり、（上記の）医師・歯科医師の指導、助言等につながる情報の把握に努め、必要な情報を医師又は歯科医師に提供する。
- 以下の内容等を運営基準（省令）に規定する。
 - <薬剤師>
 - ・療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

2.(3)⑨ かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し

概要

【介護老人保健施設】

- かかりつけ医連携薬剤調整加算について、介護老人保健施設において、かかりつけ医との連携を推進し、継続的な薬物治療を提供する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >

かかりつけ医連携薬剤調整加算 125単位 ⇒

< 改定後 >

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ） 100単位（新設）

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） 240単位（新設）

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） 100単位（新設）

算定要件等

※それぞれ全ての要件を満たす必要。入所者1人につき1回を限度。退所時に所定単位数を加算

< かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ） >

- ・ 介護老人保健施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。
- ・ 入所後1月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること。
- ・ 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

< かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） >

- ・ （Ⅰ）を算定していること。
- ・ 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

< かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） >

- ・ （Ⅰ）と（Ⅱ）を算定していること。
- ・ 6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させること。
- ・ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少していること。

4.(2)⑤ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

概要

【居宅療養管理指導★】

- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、新たに情報通信機器を用いた服薬指導の評価を創設する。その際、対面と組み合わせて計画的に実施することとし、算定回数は現行の上限の範囲内で柔軟に設定する。【告示改正】

単位数

【居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）】

< 現行 >

なし

< 改定後 >

⇒ 情報通信機器を用いた場合 45単位／回（新設）（月1回まで）

算定要件等

○対象利用者

- ・在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者
- ・居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者

○主な算定要件

- ・薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと

5.(1)⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものの取扱いの明確化

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して行うサービスであることを踏まえ、適切なサービスの提供を進める観点から、診療報酬の例を参考に、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、これらの者については算定できないことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 以下を明確化する。
 - ・ 居宅療養管理指導は、定期的に訪問して管理・指導を行った場合の評価であり、継続的な管理・指導の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならず、例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できないこと。

5.(1)⑦ 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動時間、滞在時間等の効率性を勘案し、より実態を踏まえた評価とする観点から、単一建物居住者の人数に応じた評価について見直しを行う。【告示改正】

単位数

○医師が行う場合	<現行>		
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ)(Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人	509単位	}
	単一建物居住者が2～9人	485単位	
	単一建物居住者が10人以上	444単位	
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人	295単位	
	単一建物居住者が2～9人	285単位	
	単一建物居住者が10人以上	261単位	
○歯科医師が行う場合	単一建物居住者が1人	509単位	
	単一建物居住者が2～9人	485単位	
	単一建物居住者が10人以上	444単位	
○薬剤師が行う場合			
(1)病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人	560単位	}
	単一建物居住者が2～9人	415単位	
	単一建物居住者が10人以上	379単位	
(2)薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人	509単位	
	単一建物居住者が2～9人	377単位	
	単一建物居住者が10人以上	345単位	
○管理栄養士が行う場合	単一建物居住者が1人	539単位	
	単一建物居住者が2～9人	485単位	
	単一建物居住者が10人以上	444単位	
○歯科衛生士が行う場合	単一建物居住者が1人	356単位	
	単一建物居住者が2～9人	324単位	
	単一建物居住者が10人以上	296単位	

見直し

居宅療養管理指導 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		※介護予防も同じ	
○医師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >	
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人	509単位	→	単一建物居住者が1人 514単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人 486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上 445単位
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人	295単位	→	単一建物居住者が1人 298単位
	単一建物居住者が2～9人	285単位		単一建物居住者が2～9人 286単位
	単一建物居住者が10人以上	261単位		単一建物居住者が10人以上 259単位
○歯科医師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >	
	単一建物居住者が1人	509単位	→	単一建物居住者が1人 516単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人 486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上 440単位
○薬剤師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >	
(1)病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人	560単位	→	単一建物居住者が1人 565単位
	単一建物居住者が2～9人	415単位		単一建物居住者が2～9人 416単位
	単一建物居住者が10人以上	379単位		単一建物居住者が10人以上 379単位
(2)薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人	509単位	→	単一建物居住者が1人 517単位
	単一建物居住者が2～9人	377単位		単一建物居住者が2～9人 378単位
	単一建物居住者が10人以上	345単位		単一建物居住者が10人以上 341単位
○管理栄養士が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >	
(1)当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	539単位	→	単一建物居住者が1人 544単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人 486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上 443単位
(2)当該事業所以外の管理栄養士	(新設)			単一建物居住者が1人 524単位
				単一建物居住者が2～9人 466単位
				単一建物居住者が10人以上 423単位
○歯科衛生士が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >	
	単一建物居住者が1人	356単位	→	単一建物居住者が1人 361単位
	単一建物居住者が2～9人	324単位		単一建物居住者が2～9人 325単位
	単一建物居住者が10人以上	296単位		単一建物居住者が10人以上 294単位



厚生労働省発老0113第1号
令和3年1月13日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
田村 憲久

諮問書

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2第3項、第74条第4項、第78条の2の2第3項、第78条の4第4項、第81条第4項、第88条第4項、第97条第5項、第111条第5項、第115条の2の2第3項、第115条の4第4項、第115条の12の2第3項、第115条の14第4項及び第115条の24第4項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第3項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員

及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

○厚生労働省令第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。

附則において「居宅サービス等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

	改正後	
	目次 第一章（第十四章（略）） 第十五章 雑則（第二百十七条） 附則 （趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一・二 （略） 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三	
	改正前	（傍線部分は改正部分） 目次 第一章（第十四章（略）） 附則 （趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一・二 （略） 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三

う。)を定めておかなければならない。 一〇五 (略) 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 (略)	(準用) 第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状態」とあるのは「心身の状態、病歴」と読み替えるものとする。
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第八十九条 (略) 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一〇三 (略) 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行う。 五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サ	う。)を定めておかなければならない。 一〇五 (略) (新設) 六 (略) (準用) 第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状態」とあるのは「心身の状態、病歴」と読み替えるものとする。 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第八十九条 (略) 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一〇三 (略) (新設) (新設) (新設)

ビス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

七(略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合

四(略)

(新設)

(運営規程)

第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 (略)

(新設)

六 (略)

(準用)

第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合

(指定介護予防防居室療養管理指導の具体的取扱方針) 第九十五条 (略) 2 薬剤師の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 三 (略)	(指定介護予防防居室療養管理指導の具体的取扱方針) 第九十五条 (略) 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 三 (略)
四 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	(新設)
五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	(新設)
七 (略)	(新設)
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	四 (略)
一 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。	(新設)
二 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。	
三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。	